

市意見の概要

フィルタウンA-1区画、フィルタウンA-2区画、フィルタウンA-3区画、フィルタウンB区画は、それぞれ別届出であるが、交通、騒音予測等において相互に関連することから、一括して記載する。

1 届出概要

店舗名称 (仮称)フィルタウンA-1区画
(仮称)フィルタウンA-2区画
(仮称)フィルタウンA-3区画
(仮称)フィルタウンB区画
届出日 平成26年3月27日
届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1)交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2)騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(3)廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(4)その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。